

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ ○ 公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 …………… 福利・給与課 1頁

お 知 ら せ

令和2年5月29日付け三重県公報第110号に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年五月二十九日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子
三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第二号

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十五年 三重県人事委員会規則 第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第十七条の二 条例第十六条第五項の規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 月の中途において、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和三十四年法律第一号。次条第二項第二号において「特例法」という。）第二十六条第一項に規定する休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和三十六年三重県条例第一号。次条第二項第二号において「派遣条例」という。）第二条第一項の規定若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第</p>	<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第十七条の二 条例第十六条第五項の規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 月の中途において、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和三十四年法律第一号。第十七条の三第二項第二号及び第十七条の四第二項において「特例法」という。）第二十六条第一項に規定する休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和三十六年三重県条例第一号。第十七条の三第二項第二号及び第十七条の四第二項において「派遣条例」という。）第二条第一項の規定若しくは公益</p>

六十六号。次条第二項第二号において「公益的法人等派遣条例」という。）第二条第一項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。次条第二項第二号において「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、法第二十九条の規定により停職にされ、又は勤務時間条例第十七条第一号の規定により福利厚生等休暇を与えられた場合その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十七条の四第二項において「派遣等となつた場合」という。）

四 (略)

2・3 (略)

第十七条の四 (略)

2 月の中途において派遣等となつた場合（次項に規定する場合その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3 (略)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。
- 2 令和二年四月一日前にこの規則による改正前の公立学校職員の通勤手当に関する規則第十七条の二第一項第三号に掲げる事由の生じた職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号。第十七条の三第二項第二号及び第十七条の四第二項において「公益的法人等派遣条例」という。）第二条第一項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。第十七条の三第二項第二号及び第十七条の四第二項において「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、法第二十九条の規定により停職にされ、又は勤務時間条例第十七条第一号の規定により福利厚生等休暇を与えられた場合その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。

四 (略)

2・3 (略)

第十七条の四 (略)

2 月の中途において法第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、特例法第二十六条第一項に規定する休業をし、派遣条例第二条第一項の規定若しくは公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、法第二十九条の規定により停職にされ、又は勤務時間条例第十七条第一号の規定により福利厚生等休暇を与えられた場合その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3 (略)